



2023年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
中西 章
Tel 03-3457-2095

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2023年10月12日付適時開示「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2023年10月12日付当社適時開示」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2023年12月19日まで整理銘柄に指定された後、同年12月20日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

(1) 併合の内容

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| ① 併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 併合の比率 | 当社株式 93,000,000 株を 1 株に併合いたします。 |
| ③ 併合により減少する株式数 | 432,853,307 株 |

株式併合前の発行済株式総数	432,853,311株
今回の併合により減少する株式数	432,853,307株
株式併合後の発行済株式総数	4株

(注) 当社は、2023年10月12日付「自己株式の消却に関するお知らせ」のとおり、同日開催の取締役会において、2023年12月21日付で自己株式543,990株(2023年9月末時点の自己株式数)又は2023年12月21日時点の自己株式数、のいずれか少ない方を消却することを決議しておりますので、「株式併合前の発行済株式総数」及び「今回の併合により減少する株式数」は、543,990株を消却したと仮定した場合の消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(2) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、TBJH株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数の1株に満たない端数が生じるときは、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当社株式(以下「端数相当株式」といいます。)を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、当社株式が2023年12月20日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しています。

この場合の売却価格は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2023年12月21日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数の、公開買付者が2023年8月8日から同年9月20日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である4,620円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2023年10月12日付当社適時開示に記載のとおりです。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）の発行可能株式総数に関する定めを変更するものです。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- (3) 本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2023年12月22日にその効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2023年11月22日（水曜日）
整理銘柄指定日	2023年11月22日（水曜日）
当社株式の最終売買日	2023年12月19日（火曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2023年12月20日（水曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2023年12月22日（金曜日）（予定）

以上